

令和5年度自然災害に係る学納金等減免申請要領

令和6年1月29日

2024年1月1日に発生した、能登半島を震源とする大規模震災に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災した学生に対して学納金等の減免措置を講じます。該当する方で、本措置を希望する方は下記の要領で手続きを行ってください。

記

1. 対象者

本学の学部及び大学院に所属する学生のうち、令和6年能登半島地震により被害認定された方

2. 減免措置の内容

減免区分については、「居宅」及び「家計収入」への被災状況により、下表のとおり適用します。

①居宅の損壊 住家の被害の程度

- A：居宅の全壊、全焼、流失、大規模半壊、又は左記に準ずる被災
- B：居宅の半壊、半焼、又は左記に準ずる被災
- C：居宅の一部損壊、床上浸水、又は左記に準ずる被災
- D：被災程度不問

②家計状況の変化

- A：①災害により学納金等支弁者が死亡又は高度な身体の機能障害等によって、従来の家計収入が全く絶たれた場合
 - ②専業農家で自家の田畑の3分の2以上が流失等の被害にあうか、又は収穫が皆無になった場合
 - ③その他上記に準ずる場合
- B：①災害により学納金等支弁者が死亡又は高度な身体の機能障害等によって、従来の家計収入が半減した場合
 - ②専業農家で自家の田畑の2分の1以上が流失等の被害にあうか、又は収穫が半減した場合
 - ③その他上記に準ずる場合

【減免区分一覧】

| 居宅 家計 | A | B | C | D |
|----------|-----|------|------|------|
| A | I種 | I種 | II種 | II種 |
| B | I種 | II種 | III種 | III種 |
| 上記以外 | II種 | III種 | IV種 | — |

【減免措置内容】

| 区分 | I種 | II種 | III種 | IV種 | 減免期間 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------------|
| 授業料 | 全額免除 | 半額免除 | 25%免除 | 5万円減免※ | 令和5年度 1年間 |
| 実験実習費 | 全額免除 | 半額免除 | 25%免除 | — | |
| 施設設備費 | 全額免除 | 半額免除 | 25%免除 | — | |
| 後援会費 | 全額免除 | 1万円減免 | 1万円減免 | — | |

※ 大学院生の減免額は3万円。

※ 特待生等に採用されている場合は、減免後の額に対して特待生等の減免割合を適用して算出します。また、国の修学支援新制度に採用されている場合も上記の減免後の額に対して減免割合を適用して算出します。

※ 減免を受けた場合は、学納金引き落としで登録されている口座に減免額を還付します。

3. 申請方法

[申請書類]

- ① 「自然災害に係る学生納付金等減免申請書」(所定様式)
居宅の損壊状況については「罹災証明書」の記載内容のとおり記入すること。
様式：自然災害に係る学生納付金等減免申請書(PDF)
- ② 市区町村発行の「罹災証明書」(写し可、提出が遅れる場合は相談すること。)
- ③ 家計状況に変化があったとわかる書類。(収入に関する証明書類等)

【提出先】 学務課

【提出期限】 令和6年2月22日(木)

不明な点等がある場合には学務課までお問合せください。

【問い合わせ先】

新潟工科大学 学務課 (担当：井部・高野・鈴木)

TEL：0257-22-8102

e-mail：gakumu@adm.niit.ac.jp